

居直る 無責任 総務省→独立行政法人 情報通信研究機構

図1.「請負」とは

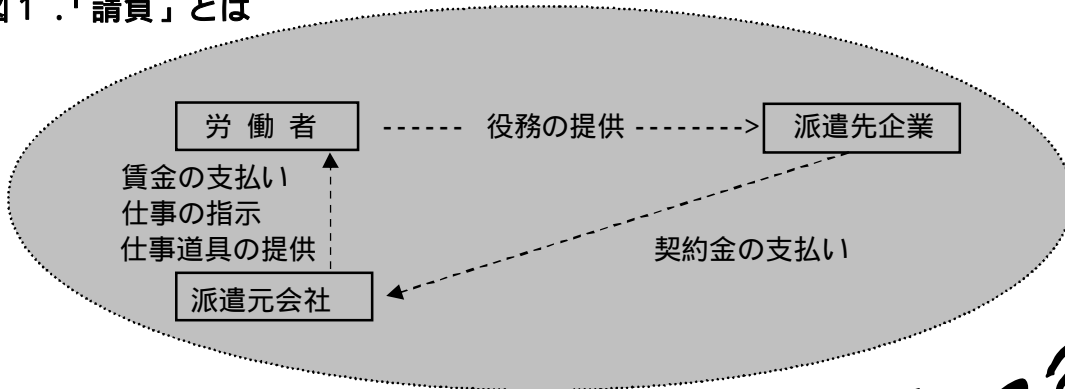
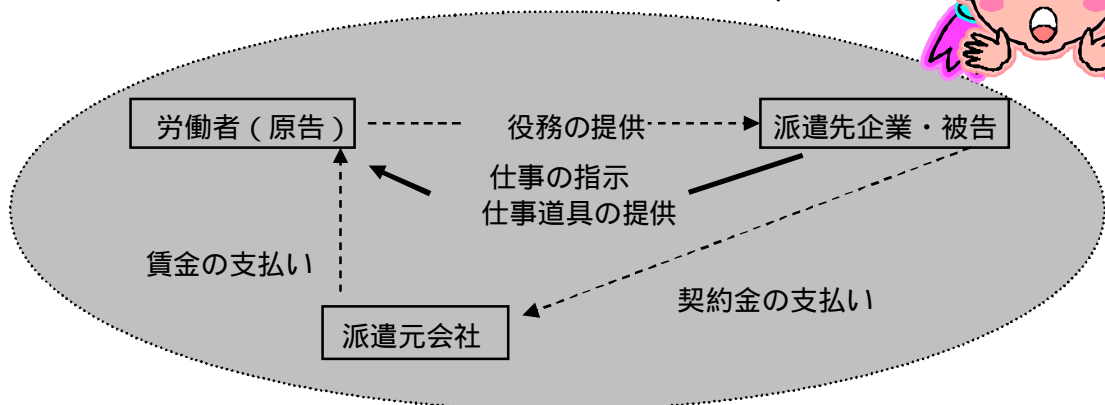


図2.ところが、情報通信研究機構は



●無責任な偽装請負の“派遣先”を提訴

業務請負の場合は、図1のように“派遣先”企業は労働者（原告）に対して仕事の指示や仕事道具の提供を行わないことになっています（労働省通達による）。ところが、今回のケースでは、図2のように、労働者（原告）に対して仕事の指示を行いパソコンやコピー機など仕事道具の提供を行っていました（図2の実線部分と）。このように実態は派遣労働であるにもかかわらず、契約は「業務委託契約が締結」されていました。これは法律で禁止されている偽装請負に他なりません。

この違法な偽装請負（違法契約）で5年間（通算では7年）働いていた組合員が、無責任な“派遣先”である情報通信研究機構に対して、偽装請負は労働供給業に当たり公序・良俗に反しており、“派遣先”とは黙示の労働契約があったとして、雇用責任を求めて提訴しました。

●“派遣元”は謝罪し和解、“派遣先”は居直り

“派遣元”会社は、ユニオンとの交渉で派遣許可がない事と労働供給業違反（中間搾取）を認めて、ユニオンに対して謝罪し和解しています。

ですが、情報通信研究機構は「派遣許可のない業者と派遣労働契約を結んでいた」として、何の問題もない・雇用責任がないと居直り、無責任極まりません。こうした情報通信研究機構の姿勢をユニオンは許しておくわけにはいきません。労働力の提供を違法に受けていた公的機関である情報通信研究機構こそ、責任を負うべきなのです。

偽装請負発覚 国が法律違反

無責任：働く女性使い捨て

前 郵政省
現 独立行政法人

情報通信研究機構（前・通信総合研究所関西先端研究センター：神戸市西区岩岡町）では、研究室で事務をしていたユニオンの組合員を、平成9年から5年間（通算では7年）当時違法な契約のもとで働かせていました。ところが、問題が起きると身勝手な“3年で解雇ルール”を打ち出し、「単なる契約の終了だ」として、平成14年9月末に女性労働者の首を切ることで問題を隠そうとしたのです。

* 関西先端研究センターは、年間11億もの税金（H13年度）で運営されている国（総務省管轄）の独立行政法人です。

●国の機関が違法な契約、発覚すると3年で派遣スタッフ次々クビに

平成12年春から同研究機構は派遣法で決まったかのように“3年以上は働けない”として、女性労働者を3年で次々クビにし、新たな労働者を派遣として雇うことを繰り返しました。長期の仕事なのに直接雇わず労働者だけを3年で入れ替えることは、労働者の権利を踏みにじるものです。3年以上も必要な長期の仕事には、間接雇用である”派遣”ではなく、直接雇用するよう職業安定所は指導しています。

●国の機関が団体交渉拒否・働く者の人権踏みにじる

違法な契約を行っていたとしてユニオンは何度も交渉を求めましたが、研究機構側は訪れた組合員を門まで案内する・電話をしても“だんまり”するなど一切話し合いに応じようとしませんでした。そして、団体交渉拒否に抗議し申入れを行う労働組合に対し、研究機構は警察を呼んで排除しようとし、写真撮影するなどして、最後まで派遣労働者の権利を無視しました。

●国の機関が無責任な対応

裁判でさえ、今まで一度も研究機構側職員は法廷に姿を見せず、派遣許可のない業者との派遣労働契約書を提出するという無責任さです。だれでもできる仕事だから直接雇う必要がない・問題が起これば労働者をクビ・違法なのに違法ではないと言うこの研究機構の姿勢は、働く者の人権を踏みにじるもので極めて悪質です。

”先端研究” 労働者無視も”先端”？

国の機関である研究機構が、免許もない会社と契約して違法に働かせ、直接雇用ではないからと労働組合との話し合いにも応じず、権利を主張すると、クビ・契約更新拒否して、使い捨てにする、こんな無責任なことは許せません。今、派遣労働者をはじめ非正規雇用者が急増していますが、弱い立場で働き、多くは使い捨てにされるのが現状でこのままでは労働者全体の権利も低くなる一方です。NO!の声をあげることで、働く者の人権を守り、社会正義をつらぬくために、神戸地方裁判所に昨年2月に提訴しました。次回は研究機構側職員の証人尋問が始まります。どうか、みなさんのご支援よろしくをお願いします。

裁判期日 神戸地方裁判所 誰でも傍聴できます
7月25日(月)10時30分～ 研究機構室長
7月25日(月)13時30分～ 派遣会社社員、原告本人
9月5日(月)13時30分～ 元研究機構室長



誰でも一人でも入れ
る労働組合

神戸ワーカーズユニオン

神戸市中央区雲井通1-1-1-215

TEL078-232-1838/FAX078-232-1839

E-mail: kobeunion@rouge.plala.or.jp

情報通信研究機構を提訴